

令和元年

第5回大津町議会臨時会会議録

開会 令和元年 8月 6日

閉会 令和元年 8月 6日

大津町議会

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議長行事報告

令和元年第5回大津町議会臨時会会議録

令和元年第5回大津町議会臨時会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第1日)

令和元年8月6日(火曜日)

出席議員	1番 三宮美香 2番 山部良二 3番 山本富二夫 4番 金田英樹 5番 豊瀬和久 6番 佐藤真二 7番 本田省生 8番 府内隆博 9番 源川貞夫 10番 大塚龍一郎 11番 坂本典光 12番 手嶋靖隆 13番 永田和彦 14番 津田桂伸 15番 荒木俊彦 16番 桐原則雄																																				
欠席議員																																					
職務のため出席した事務局職員	局長 矢野好一 書記 府内淳貴																																				
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町長</td> <td>家入勲</td> <td>総務部総務課主幹兼行政係長</td> <td>伊東正道</td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td>田中令児</td> <td>総務部総務課部長</td> <td>本司貴大</td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> <td>藤本聖二</td> <td>土木部兼都市計画課主幹</td> <td>新開和則</td> </tr> <tr> <td>住民福祉部長</td> <td>豊住浩行</td> <td>教育係長</td> <td>吉良智恵美</td> </tr> <tr> <td>経済部長</td> <td>田上克也</td> <td>教育部長</td> <td>市原紀幸</td> </tr> <tr> <td>土木部長 併任工業用水道課長</td> <td>村山龍一</td> <td>教育部次長</td> <td>野村宗生</td> </tr> <tr> <td>総務部総務課長 選挙管理委員会書記長</td> <td>坂本光成</td> <td>農業委員会事務局長</td> <td>荒牧修二</td> </tr> <tr> <td>総務部財政課長</td> <td>白石浩範</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計管理者兼会計課</td> <td>坂本一正</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町長	家入勲	総務部総務課主幹兼行政係長	伊東正道	副町長	田中令児	総務部総務課部長	本司貴大	総務部長	藤本聖二	土木部兼都市計画課主幹	新開和則	住民福祉部長	豊住浩行	教育係長	吉良智恵美	経済部長	田上克也	教育部長	市原紀幸	土木部長 併任工業用水道課長	村山龍一	教育部次長	野村宗生	総務部総務課長 選挙管理委員会書記長	坂本光成	農業委員会事務局長	荒牧修二	総務部財政課長	白石浩範			会計管理者兼会計課	坂本一正		
町長	家入勲	総務部総務課主幹兼行政係長	伊東正道																																		
副町長	田中令児	総務部総務課部長	本司貴大																																		
総務部長	藤本聖二	土木部兼都市計画課主幹	新開和則																																		
住民福祉部長	豊住浩行	教育係長	吉良智恵美																																		
経済部長	田上克也	教育部長	市原紀幸																																		
土木部長 併任工業用水道課長	村山龍一	教育部次長	野村宗生																																		
総務部総務課長 選挙管理委員会書記長	坂本光成	農業委員会事務局長	荒牧修二																																		
総務部財政課長	白石浩範																																				
会計管理者兼会計課	坂本一正																																				

会 議 に 付 し た 事 件

議案第 4 4 号	総合交流ターミナル施設等解体工事請負契約の締結について
議案第 4 5 号	大津小学校校区学童保育施設建築工事請負契約の締結について
議案第 4 6 号	町道美咲野大津線（鶴口橋）橋梁架替工事請負契約の締結について
発議第 1 号	教育・保育施設の改修等による環境整備及び維持管理に関する決議について

議 事 日 程 (第 1 号)

令和元年 8 月 6 日 (火) 午後 4 時 0 0 分 開会
開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議会運営委員会所管事務調査報告について

日程第 5 文教厚生常任委員会所管事務調査報告について

日程第 6 議案第 4 4 号 総合交流ターミナル施設等解体工事請負契約の締結について

日程第 7 議案第 4 5 号 大津小学校校区学童保育施設建築工事請負契約の締結について

日程第 8 議案第 4 6 号 町道美咲野大津線 (鶴口橋) 橋梁架替工事請負契約の締結につ
いて

一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

日程第 9 発議第 1 号 教育・保育施設の改修等による環境整備及び維持管理に関する
決議について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

午後 4 時 0 0 分 開会

開議

○議 長 (桐原則雄君) ただいまから、令和元年年第 5 回大津町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則
第 1 2 7 条の規定によって、1 2 番手嶋靖隆君、1 3 番永田和彦君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日 1 日限りとしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 (桐原則雄君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（桐原則雄君） 日程第3 諸般の報告をします。

本臨時会における執行部の出席と本日の議事日程、並びに報告内容については議席に配付のとおりです。

日程第4 議会運営委員会所管事務調査報告について

○議長（桐原則雄君） 日程第4 議会運営委員会所管事務調査報告についてを議題とします。

議会運営委員長から所管事務調査報告の申し出がっておりますので、この際これを許します。

議会運営委員長津田桂伸君。

○議会運営委員長（津田桂伸君） 皆さん、こんにちは。それでは、ただいまから令和元年大津町議会運営委員会行政視察研修報告を行います。

令和元年7月25日に宮崎県北諸県郡三股町、26日に児湯郡新富町において、議会運営委員4名、桐原議長、議会事務局職員1名の6名で研修並びに意見交換を行いました。

三股町は、都城市に隣接し、土地が安いことと鉄道や高速道路等の交通アクセスが良いことから、若い人の人口が年々増えております。平成29年10月の人口は約2万6千人、年少人口率は17.16%となっております。

町の面積は約110平方キロ、議員定数は平成19年度の統一選挙により16名から4名減とし、現在は12名となっております。

三股町では、木佐貫町長様と議会運営委員会の池邊委員長よりあいさつの後、議会が行う「意見交換の取り組み」と「議会基本条例の成果について」調査と意見交換をしました。

まず、1点目の「議会が行う意見交換会の取り組みについて」ですが、住民と議会が向き合うかたちで行っていた議会報告会では、多様で建設的な意見の聴取には結びつかない課題があったため、現在は議会基本条例を改正し、広く町民に親しまれるようワークショップ形式の意見交換会として実施しているということです。

意見交換会の企画から進行まですべて議員全員が協力して行っております。今後は、住民と一緒に町の将来を考え、議会を開かれたものにし、住民と親睦を深め合う会にしていきたいと、その取り組みの成果に手ごたえを感じておられました。

次に、「議会基本条例の成果について」ですが、平成23年3月、「開かれた議会に向けての改革の推進」を目的に、2年間の検討調査を行って制定されております。代表機関として町議会の位置づけや議会運営のルールなど、最近では地方議会のあり方について様々な議題がある中、このような取り組みは参考になるものでした。

翌26日は、宮崎市の北に隣接する航空自衛隊新田原基地がある児湯郡新富町において調査を行いました。

新富町は、人口1万7千人、畜産農家が盛んな町です。永友議長様のお迎えとごあいさつの後、「議員報酬改定に至る背景と議員なり手不足解消への取り組みについて」「議会基本条例の成果について」調査と意見交換をしました。

まず、議員報酬改定等についてですが、新富町は、今年の統一選挙で議員定数を14名から2名減少し12名とするのとあわせ、議員報酬を21万1千円から7万2千円増額し、28万3千円としております。これは、この前の統一選挙のときに立候補者が少なかったことにより、調査研究をはじめ、代表区長との意見交換や学識経験者による研修、特別委員会・常任委員会での審査を経て、定数については平成30年9月定例会、報酬決定については平成31年1月の臨時議会で可決に至ったものです。

増額の根拠については、宮崎県内の一般サラリーマンの平均賃金を元としているとのこと。詳細は、さらに資料の提出を求めています。

新富町議会としては、「報酬が上がった分、議会活動が充実したかを示していきたい」また、「議員報酬可決後の、今回の統一選での立候補は定数を7名上回ったが、投票率は下がった。これは住民の関心が町行政に向いていないことを示している。住民への情報公開と連携に努めていきたい」とのことでした。

また、議会基本条例の成果についても、三股町と同様に、条例に基づき住民との意見交換を行い、積極的に住民に信頼される議会づくりに努めておられました。

以上で報告を終わります。

○議長（桐原則雄君） これで議会運営委員長の報告を終わります。

日程第5 文教厚生常任委員会所管事務調査報告について

○議長（桐原則雄君） 日程第5 文教厚生常任委員会所管事務調査報告についてを議題とします。

文教厚生常任委員長から所管事務調査報告の申し出がっておりますので、この際これを許します。
文教厚生常任委員長佐藤真二君。

○文教厚生常任委員長（佐藤真二君） こんにちは。文教厚生常任委員会が6月定例会以降に行いました、2回の閉会中の継続審査について要約して報告したいと思います。

いずれも事件の種類としましては、学校教育施策に関わるもので、また、本件は後ほど発議第1号に関連するものとなります。

7月16日に開催されました、第4回臨時会の前段の全員協議会におきまして、大津中学校で発生した雨漏りに起因する天井の一部崩落及び大津幼稚園において発生した雨漏りについての説明がありました。また、その後の臨時会では、その修理・対策に係る費用のための補正予算が提案され可決されております。

しかし、臨時会・全員協議会での説明においては、今回実施する分は大津中学校・大津幼稚園の事案に対する緊急対応に関するものであり、従来から求められている学校教育・保育施設の抜本的な改

修、長寿命化を含む大規模改修についての考えは示されていないことから、今後の取り組みについて執行部の考え方を聞き、委員会としての意見をまとめる必要がありました。

まず、第1回目の審査は、7月16日、第4回臨時会の終了後、役場仮庁舎2階の中会議室において行いました。

まず、執行部から、平成25年に策定された大津中学校の再生整備基本構想及び平成29年度に策定されました大津南小学校再生整備計画基本構想について概要の説明を受け、その後、質疑、意見交換を行いました。その主な内容をいくつか申し上げます。

これまで雨漏り等への応急対応しかできなかった理由は何かとの問いに対して、いくつか理由があるが、1つはきちんとした計画ができていなかったことだという説明がありました。

次に、次長・指導主事への問いとして、大津町以外での学校の雨漏りは経験があるかとの問いに、前にいた学校では地震後には雨漏りがあったとのことでした。つまり、大津町以外では雨漏りというものはめったにない、学校での雨漏りというものはめったにないということです。

次に、計画がなかったというが、平成25年に策定したという学校施設中長期保全計画は何だったのかとの問いに、職員の手づくりの計画で、正式な計画というよりは内部的な検討資料であるとのことでした。

また、現状から大津中の改修をすれば普通なら4、5年かかると思われるがどうかとの問いには、公共施設整備計画と分離し、校舎を優先すれば令和4年には着手できるであろうとのことでした。

その後、執行部の退席を求め、委員会での意見交換を行いました。内容は、教育・保育施設の改修等による環境整備と維持管理について、委員会として意見を提出し、議会の決議を得ることについての可否についてです。

まず、これまで全協・臨時会・委員会での説明等を踏まえ、今後の対応策としては、これまでと変わることなく、応急対応を繰り返すというやり方を継続していくにすぎないという受け止めを確認しました。

意見書案については、この時点では意見書案ということでしたが、その後、決議案とすることが取り扱いとして正しいということがわかりましたので、この後は決議案として取り扱っていきたいと思いますが、この内容について議論を行いました。

いくつかの意見が出ましたが、委員会発議についての異議はなく、結論として、執行部の説明や委員間の討論を踏まえ、案を修正するということになりました。

次に、2回目は、7月の30日、午後1時25分からオークスプラザの集会室で行いました。

この回は、委員のみによる決議案についての決定を行うものです。

主な議論の内容としまして、一つ目がですね、まず、なぜ8月6日の臨時会での発議なのか。9月定例会が通常ではないかとの意見に対して、決議案の内容が早急な取り組みを求めるものであり、また、来年度の予算を必要とする事柄を含むものであることから、本案の取り扱いもできるだけ急ぐべきであるとの意見がありました。

次に、内容が執行部への指示命令のようにも見えるが、要望ということでよいのかとの意見には、決議案は議会の意思を示すものではありませんが、法的な拘束力はなく、指示命令というものではない。ただし、本件は議会の意思を執行部に示すことに意味があるとの意見でした。

続きまして、教育・保育施設全般にわたっているが、大津中・南小に限定してもよいのではないかと。また、公共施設全般との関連も考えるべき、との意見には、町の使用年数が30年を超える施設では、学校教育施設が特に状態が悪く、しかも過去にも大規模な改修の経緯がないということもあり、全体として優先する必要があるとの意見でした。

次に、学校施設の整備の遅れにもそれなりの理由がある。このように厳しく責めるような記述が必要なのかとの意見については、一部を削除することで柔らかくなる点もあるという変更案と、変更しないほうが説得力があるという考え方が示され、変更案についての賛否を問いましたが、変更しないということになりました。

結果、この2回の閉会中の審査での議論を踏まえ、当該決議案を委員会発議として賛成多数により本日提案することとなりました。

以上、文教厚生常任委員会の閉会中審査の内容について要約して報告いたしました。以上です。

○議 長（桐原則雄君） これで文教厚生常任委員長の報告を終わります。

日程第6 議案第44号 総合交流ターミナル施設等解体工事請負契約の締結について

日程第7 議案第45号 大津小学校校区学童保育施設建築工事請負契約の締結について

日程第8 議案第46号 町道美咲野大津線（鶴口橋）橋梁架替工事請負契約の締結について

一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄君） 日程第6 議案第44号 総合交流ターミナル施設等解体工事請負契約の締結についてから日程第8 議案第46号 町道美咲野大津線（鶴口橋）橋梁架替工事請負契約の締結についてまでの3件を一括して議題とします。

お諮りします。議案第44号から議案第46号までの3件は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号から議案第46号までの3件は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。本日の臨時議会、台風第8号の熊本地方横断のために開催の時間変更についてご了解いただきましたことを、まずもお礼を申し上げたいと思います。災害等については、差し障る被害もございませんでしたので、ご報告を兼ねて報告させていただきます。

す。

では、早速、議案第44号、総合交流ターミナル施設等の解体工事請負契約の締結についてでございますが、6月6日に条件付き一般競争入札の公告を行い、7月17日に入札を実施いたしました。入札の結果、西原・日置建設工事共同企業体、代表、熊本県菊池郡大津町引水752番地、株式会社西原建設工業、代表取締役、鈴木秀和様と9千633万6千円で工事請負契約を締結したいと思うものでございます。

次に、議案第45号、大津小学校校区学童保育施設建築工事請負契約の締結についてでございますが、6月6日に条件付き一般競争入札の公告を行い、7月17日に入札を実施いたしました。その結果、村上・鎌田建設工事共同企業体、代表、熊本県菊池郡大津町大字中島88番地、村上建設株式会社、代表取締役、村上裕輝様と7千716万6千円で工事請負契約を締結したいと思うものでございます。

次に、議案第46号、町道美咲野大津線（鶴口橋）橋梁架替工事請負契約の締結についてでございますが、6月6日に条件付き一般競争入札の公告を行い、7月17日に入札を実施いたしました。その入札の結果、宇都宮・ヘイセイ建設工事共同企業体、代表、熊本県菊池郡大津町室2137番地2、株式会社宇都宮建設、代表取締役、宇都宮誠二様と1億3千68万円で工事請負契約を締結したいと思うものでございます。

議案第44号から議案第46号までの3議案につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に定める、予定価格5千万円以上の工事請負契約でございますので、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長より詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 皆さん、こんにちは。まず、議案第44号、総合交流ターミナル施設等解体工事請負契約の締結につきましてご説明を申し上げます。

議案集は1ページと2ページ、説明資料集は1ページ。2ページをお願いいたします。

今回の工事請負契約案件につきましては、総合交流ターミナル施設等解体工事ですけれども、工事の概要等につきましては、後ほど経済部長のほうからご説明をいたしますので、私からは入札関係について説明をいたします。

大津町一般競争入札等に係る事務手続き処理要領に基づきまして、条件付き一般競争入札により実施をいたしました。

説明資料の1ページをお願いいたします。

建設工事の種類は、建築一式で、特定建設工事共同企業体への発注工事とし、大津町特定建設工事共同企業体事務取扱規定に基づき、公募型の共同施工方式とし、共同企業体の構成員数は2者もしくは3者としております。代表構成員は、町格付建築Aとし、構成員2は、町格付建築BまたはCとし、構成員3は、町格付建築Cとしております。営業所の所在地は、代表構成員、構成員2、3とも町内

に主たる営業所（本社）を有することとしております。施工実績に関する事項では、代表構成員は、平成17年度以降、元請けとして熊本県内において完成したRC造、S造または木造の建築一式工事で、請負金額が5千万円以上の新築、増築、改築または改修工事施工実績を有することとしております。また、配置予定技術者に関する事項で、その資格要件といたしまして、代表構成員は、①左記の「施工実績に関する事項」同等以上の実績を満たす工事で監理技術者、主任技術者または現場代理人としての施工経験を有すること。②建築一式工事に係る管理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。③当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係が連続して3カ月以上ある者。このすべての要件を満たす技術者を専任で配置できることとしております。

令和元年6月6日に条件付き一般競争入札の公告を行い、入札参加資格を確認し、7月17日に入札を実施いたしました。

2ページをお願いいたします。

入札結果についてご説明いたします。

入札参加者は5者で、入札参加者及び出資割合、入札金額、入札比率につきましては、記載のとおりでございます。入札の結果、西原・日置建設工事共同企業体、代表者、菊池郡大津町引水752番地、株式会社西原建設工業、代表取締役、鈴木秀和様が8千920万円で落札され、契約金額は9千633万6千円となっております。工期は、議会議決承認を得て、町長が契約を成立させる旨の意思表示を通知した日の翌日から令和2年2月28日までとしております。なお、予定価格等につきましては、左下に記載のとおりでございます。

次に、議案第45号、大津小学校校区学童保育施設建築工事請負契約の締結につきましてご説明を申し上げます。

議案集は3ページと4ページ、説明資料集は5ページ、6ページをお願いいたします。

工事の概要等につきましては、後ほど教育部長のほうが説明をいたしますので、私のほうから入札について説明をいたします。

大津町一般競争入札等に係る事務手続き処理要領に基づきまして、条件付き一般競争入札により実施をいたしております。

説明資料集の5ページをお願いいたします。

建設工事の種類は、建築一式で、特定建設工事共同企業体への発注工事とし、大津町特定建設工事共同企業体事務取扱規定に基づき、公募型の共同施工方式とし、共同企業体の構成員数は2者もしくは3者としております。代表構成員は、町格付建築Aとし、構成員2は、町格付建築BまたはCとし、構成員3は、町格付建築Cとしております。営業所の所在地は、代表構成員、構成員2、3とも町内に主たる営業所（本社）を有することとしております。施工実績に関する事項では、代表構成員は、平成17年度以降、元請けとして熊本県内において完成したRC造、S造または木造の建築一式工事で、請負金額が5千万円以上の新築、増築、改築または改修工事の施工実績を有することとしております。また、配置予定技術者に関する事項で、その資格要件といたしまして、代表構成員は、①左記の「施工実績に関する事項」同等以上の実績を満たす工事で監理技術者、主任技術者または現場代理

人としての施工経験を有すること。②建築一式工事に係る管理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。③当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係が連続して3カ月以上ある者。このすべての要件を満たす技術者を専任で配置できることとしております。

令和元年6月6日に条件付き一般競争入札の公告を行い、参加資格を確認し、7月17日に入札を実施いたしました。

6ページをお願いいたします。

入札結果についてご説明をいたします。

入札参加者は5者で、入札参加者及び出資割合、入札金額、入札比率につきましては、記載のとおりでございます。入札の結果、村上・鎌田建設工事共同企業体、代表者、菊池郡大津町大字中島88番地、村上建設株式会社、代表取締役、村上裕輝様が7千145万円で落札され、契約金額は7千716万6千円となっております。工期は、議会議決承認を得て、町長が契約を成立させる旨の意思表示を通知した日の翌日から令和2年2月28日までとしております。なお、予定価格等につきましては、左下に記載のとおりでございます。

次に、議案第46号、町道美咲野大津線（鶴口橋）橋梁架替工事請負契約の締結につきましてご説明を申し上げます。

議案集は5ページと6ページ、説明資料集は10ページから11ページをお願いいたします。

工事の概要につきましては、後ほど土木部長が説明をいたしますので、入札関係についてご説明をいたします。

大津町一般競争入札等に係る事務手続き処理要領に基づきまして、条件付き一般競争入札により実施いたしました。

説明資料集の10ページをお願いいたします。

建設工事の種類は、土木一式で、特定建設工事共同企業体への発注工事とし、大津町特定建設工事共同企業体事務取扱規定に基づき、公募型の共同施工方式とし、共同企業体の構成員数は2者もしくは3者としております。代表構成員は、町格付土木Aとし、構成員2は、町格付土木AまたはBとし、構成員3は、町格付土木Bとしております。営業所の所在地は、代表構成員、構成員2、3とも町内に主たる営業所（本社）を有することとしております。施工実績に関する事項では、代表構成員は、平成17年度以降、元請けとして熊本県内において完成した土木一式工事で、請負金額が5千万円以上の施工実績を有することとしております。また、配置予定技術者に関する事項で、その資格要件といたしまして、代表構成員は、①左記の「施工実績に関する事項」同等以上の実績を満たす工事で監理技術者、主任技術者または現場代理人としての施工経験を有すること。②土木一式工事に係る管理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。③当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係が連続して3カ月以上ある者。このすべての要件を満たす技術者を専任で配置できることとしております。

令和元年6月6日に条件付き一般競争入札の公告を行い、入札参加資格を確認し、7月17日に入札を実施いたしました。

11ページをお願いいたします。

入札結果についてご説明いたします。

入札参加者は8者で、入札参加者及び出資割合、入札金額、入札比率につきましては、記載のとおりでございます。入札の結果、宇都宮・ヘイセイ建設工事共同企業体、代表者、菊池郡大津町室2137番地2、株式会社宇都宮建設、代表取締役、宇都宮誠二様が1億2千100万円で落札され、契約金額は1億3千68万円となっております。工期は、議会議決承認を得て、町長が契約を成立させる旨の意思表示を通知した日の翌日から令和2年3月6日までとしております。予定価格につきましては、左下に記載のとおりでございます。

なお、村上・鎌田建設工事共同企業体は、工事費内訳書が1ページ欠落をしていたため、入札無効となっております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） こんにちは。議案第44号、総合交流ターミナル施設等解体工事請負契約の締結についての工事概要についてご説明いたします。

説明資料集は3ページから4ページをお願いいたします。

今回の対象施設は、平成28年度の熊本地震で甚大な被害を受け、危険家屋となり、施設利用が困難な状況となりました。その後、国・県と補助金返還免除協議を実施し、協議に基づく解体報告書が受理され、補助金免除が確定したため、施設等の解体工事を行うものです。

説明資料集の3ページをお願いいたします。

施設の配置図です。

工事概要は、総合交流ターミナル本体施設鉄筋コンクリート造平屋建て、延べ床面積2千508.07平米外附属施設の建築物内外送材、電気、機械設備機器、家具、ごみ、外構等の解体撤去処分を行うものです。解体前には、法で定められた石綿の事前調査・分析を実施し、解体後は整地を行います。

説明資料集の4ページをお願いいたします。

配置の拡大図となっております。

右側の表が対象範囲の一覧でございます。①から⑳で表示し、左側の平面図に対応する番号を記載しております。

以上が工事の概要でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） こんにちは。議案第45号、大津小学校校区学童保育施設建築工事の概要について説明させていただきます。

説明資料集は7ページから9ページになります。

この工事は、大津小学校校区の放課後児童クラブの利用児童の増加に伴い、大津小学校敷地内に鉄骨造平屋建て、学習室2室の学童保育施設を新築するものでございます。

説明資料集の7ページをお願いいたします。

建物の配置図になります。今回、新築する学童保育施設は、大津小学校敷地の南東部運動場の東側に整備いたします。建築場所は、図面左下の斜線の部分になります。

説明資料の8ページをお願いいたします。

施設の立面図と断面図になります。図面左上が東側の立面図で、建物東側中央に玄関を設けております。

また、図面右下が北側の立面図で、建物の一部が運動場側に貼り出す形となっており、建物の北側に運動場へ出入りする階段を設置いたします。

説明資料の9ページをお願いいたします。

建物の平面図になります。今回、新築する施設は、延べ床面積約314平米で、内装は床が複合フローリング板で、学習室2室、事務コーナー、トイレ、脱衣室などからなり、事務所は子どもたちへの目が届くようにカウンターで仕切りをすることでございます。

今後のスケジュールにつきましては、本日、議決をいただいた後に本契約を行い、その後、本体工事に着工し、2月末には完成予定でございます。

以上が工事の概要です。よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） こんにちは。議案第46号の町道美咲野大津線（鶴口橋）橋梁架替工事請負契約の工事内容についてご説明いたします。

説明資料の12ページをご覧ください。

右側が位置図、左側が平面図になっております。工事箇所は、大津町大字大津地内の上井手にかかる鶴口橋でございます。老朽化した橋梁を架け替えるものでございます。施工延長は20メートルで、橋梁の延長は7.9メートルでございます。

工事概要は、既存の橋梁を撤去し、幅1.7メートル、高さ2.3メートル、長さ17メートルのボックスカルバートを設置いたします。ボックスカルバートの設置に伴う地盤改良工として、スラリー攪拌工、仮橋工として、土留めの親杭横矢板工法を行います。工事により車両の通行止めを行い施工しますが、歩行者等の通行用として幅3メートルの仮橋を設置いたします。ボックスカルバートにとりつく護岸工として、ブロック積工を181平米実施いたします。

以上が工事の概要でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） これで提案理由の説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 議案の第45号について質疑を行いたいと思います。

これにつきましては3月ですね、定例会でまず一般会計の予算ということで、当初予算ということで出てまいりまして、その際にその予算の審議がありました。その中でちょっと1億2千万円という予算額が出てたんですけども、これが少し従来の学童保育施設にしては高額ではないかというよ

うな話がありまして、ある程度の概算の内訳を確認し、大体建築関係では9千200万円で、あと機械とか設備だというようなお話であったかと思います。その9千200万円という予算があったわけですね。その中であまり過剰なものというのはよくないよねというような話も確かにしたとは思いますが、今回、これ出てきているのをみますと予定価格がですね、7千800万円と予算額に対していきなり1千400万円程度下がっているわけですね。その前の、もう一つ前の解体工事のほうを見ますと、予算1億円に対して予定価格が9千700万円と、大体とんとんになってくるということです。鶴口橋のほうはちょっと内訳がわかりませんので何とも言えませんが、この1千400万円、まあ消費税分というのはあるのかもしれませんが、この分を差し引いて、どこをこう削ったというかですね、どこを工夫してこのような予定価格になったのかというところを一つお尋ねしたいと思います。

それから、これちょっと説明がなかったので補足でお願いしたいんですけども、補助率ですね、国と県の補助率、これにつきましては、当初が各負担が3分の1ということで出たと思うんですが、説明の中では、これが嵩上げがあって町の負担は6分の1になるであろうと見込んでいるというところで予算は止まっていたと思います。それが結果としてどうなったのかというのを補足で説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 佐藤議員の質疑にお答えいたします。

質疑のほうは予算額が全体で1億2千万円ということで、実際、その工事額とのちょっと差があるということであったかと思います。今回の工事につきましては、建築本体、それと外構工事、その他に電気機械等の工事もございますけども、工事設計につきましては、3月までの工期で行ったところでございます。今年度の予算要求の際には、まだ設計内容がちょっと固まってなかったということもありまして、概算の事業費を計上していたところでございます。最終的にその結果、今回の工事、あわせて別の工事、それから消費税の増税分もございますけども、そういった中で設計額と比較しますと1万1千200円程度ですね、金額が下がったという形になっております。設計内容でございますけども、工事の内容の精査とか、建物の間取りの変更あたりですね、そういった分について打ち合わせをしながら、最終的な設計額が積み上がったところでございます。具体的にどの辺を削ったとかですね、そういったところではなく、予算の、当初予算の部分がですね、その分、実際の設計額と差が出たということで、必要以上に設備等の内容を抑えたというところではないというところでございます。

それから、補助率が当初予算では歳入のほうのですね、3分の1というところで計上させていただいております。その後、県のほうからの内示では6分の1ということになりましたので、こちらの分の歳入につきましては、最終的に3月の補正予算のほうで調整させていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 答えまとめてみますと、3月の当初予算がかなりアバウトの計算だったということになるのかと思うんですけども、多分、あの時点でこれ本当にあってますか。高すぎるんじゃないですかとかなり確認したと思うんですよ。その中で、いやこれで大丈夫ですと言われたものですから、ちょっとそれを信じたところですけども、そういうことであればこういう結果もやむを得ないのかと思います。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第45号、ただいまの質疑に関連して、あわせて質疑します。

概算要求との金額の乖離ですね。概算要求出すときにはですね、もう既に緻密な計算で積算が出来上がっていないかならないんです。それを打算的に計算したとしか何か考えられませんよね。ですから、予算がすべてですよ。単年度主義で1年間それにしたがって進めていきます。ですから、その予算を要求するときには、詳細なる計算をもとに概算要求するものです。ですから、その詳細な下調べ、情報収集というものをやってなかったとしか考えられませんので、その点について質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

確かに当初予算の時点ですでね、最終的な設計額のほうがですね、積み上がってなかったということで、その辺については申し訳なかったと思います。今後できるだけですね、そういった設計については、早めに設計しながら、実際の設計額に近いような形でですね、事務のほうを進めさせていただきたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

この問題についてはですね、この額の乖離というものは、例えば、その管轄の教育部だけではなくて、要求が出されて、それを査定します。国あたりになってくると、もう夏過ぎぐらいにはですよ、予算を要求して12月はまだ復活折衝というぎりぎりの攻防があるわけです。それは皆さんの税金をむだに使わせない。きちんと最低限で本当に効率がよくていいものをという形で査定するんですね。そこで、本当の能力と能力がばちばちこう戦いあって、落ち着きをもって次の予算になっていくということです。ということは、所管の部だけではなくて、それを査定する側、そちらのほうにも問題が生じているのではないかなと、そういうふうにも感じます。そのときにきちんと積算をしてこの予算を要求しているのかというような、こういったですね、チェック機能というものが働かないといろんな形で歪が生じてくるということです。この点について質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 公共をつくるにあたっては、良質なものをですね、より安価につくるとい

うことが大前提になろうかと思えます。当然、予算査定につきましては、毎年3カ年間の実施計画というのをつくっておきまして、大枠で向こう3年間どういう計画を立てるかということで大枠の予算付けをします。そこで大体の当該年度の予算が付きますので、それをさらに詳細を詰めるような形で当初予算の要求をしてもらうような形になってますので、おっしゃるように、そのときに当然個別のさらにですね、中身について詳細に当然求めていくべきものだというふうには認識をしておりますので、今回の件も含めまして、概算ということではなくてですね、その根拠となるものが何なのかというのを徹底的に調べながら、その中で必要なものについては当然予算化をしていくということで考えていきたいというふうに思っています。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 最初に、第44号ですか、総合交流ターミナルの解体ですが、補助金の返還は免除になったというご報告はありましたので、それは有利なことだと思いますけど、この解体終わったあとですね、何か次の使い道とか、普通財産にしてしまうのかどうか。その後のですね、この用地についての方針が定まっているのかどうかお尋ねをしたいと思います。

説明書の4ページを見てましたら右下のほうのこれは温泉源のほうですね、電柱とか上部ステンレス蓋は残すと、何か使い道がまたあるのかなと、わざわざ残すということになっているみたいなので、何らかの意図があるのかお尋ねをしたいと思います。

それから、議案46号のいわゆる鶴口橋の掛け替えです。もうだいぶ前にこの話は持ち上がっていたかと思いますが、12ページの説明資料の平面図ですね、橋になる部分が多分これピンクで色塗りしてあるかと思いますが、橋の右側の以前饅頭屋さんがありましたですね、確かこの用地を買収する途中でお亡くなりになったとかいうことがあったと思いますが、この用地の部分はきちんと解決されて、もしこれを買収してんであれば、残りの部分の使い道もありますので、説明をお願いしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） 荒木議員の質疑についてお答えいたします。

まず、跡地利用の方針ですが、これまで全庁的に数回検討委員会ということでプロジェクト会議を実施してまいりました。平成24年の北部九州豪雨で被災した、越水したというイメージも強いこと、それから、交通の利便性等もございまして、具体的な利活用の方策を今現在ではまだ見いだせてない状況でございます。当面、補助金返還を免除を担保することが重要と考えておりまして、優先せざるを得ない状況となっております。今後とも全庁的に検討委員会を実施してですね、跡地利用を考えていきたいというふうに思っております。

それから、泉源については、すみません、資料のステンレス蓋のところは泉源になります。泉源については、基本的に掘削をしておりますので、そこだけは残すということになっておりまして、有効な利用方法についてはまだ今のところ考えてはおりません。あとの施設については、全部解体ということになっております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） 荒木議員の質問にお答えいたします。

質問については、買収部分の利用についてということだと思いますが、12ページの左上の平面図をご覧くださいよろしいでしょうか。議員申し上げられたとおり、鶴口橋のボックスについてはピンク色で明示しております。その両側の赤い線で囲ってあって、ぼってんみたいになっているところが上井手の右岸左岸になりますが、こちら側の先ほど申されましたお饅頭屋さんがあったところについては、取り付けブロックを12.59メートル上井手の取り付け部分に、その部分の土地になっております。残りの部分については、現在、道路がその後の取り付けがありますので、その部分の土地と取り付け道路の部分に使用したいと考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） すみません、もう一度お尋ねしますが、一つは、総合交流ターミナルですね、泉源地の施設を残すというお話でしたが、いわゆるその温泉をまた使用、再使用することが可能なのか。ちょっと確認をしたい。

それから、鶴口橋について、このピンク色のボックスの東側、右側が饅頭屋さんだったところの用地ですね。これ全部買い上げたわけじゃないということかな。この擁壁部分だけを買収したということなのかをちょっと確認したかったんですね。わかりましたらお答え願いたい。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） 泉源の使用が可能かということについてお答えいたします。

町としては使用の予定はございませんが、一旦掘削してありますので、例えばですね、民間業者さんが使われる場合はですね、一旦掘削をした後がございまして、そこまで掘れば源泉57度のお湯が出る可能性はあります。町としては、現在使う予定は今のところございません。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 審議中ですが、あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。5時を過ぎますので、よろしくお願ひします。

しばらく休憩します。

午後4時53分 休憩

△

午後4時56分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） 先ほど説明が不足しておりましたので、再度補足をさせていただきます。

4ページの右下の資料をお願いいたします。

これが4ページは拡大図になりまして、岩戸の里から南のほうに離れた田んぼの上にある泉源

機械室をここに切り取って表示している地図でございます。ここの施設については、全解体ということになります。その地図の上に上部ステンレス蓋残すというのがありまして、私はここをご説明しておりましたが、一旦掘ったところがございまして、そこは蓋をして危険のないようにするというところで、後の施設については全解体ということになっております。

以上です。失礼しました。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） 荒木議員のご質問に再度お答えいたします。

先ほどの土地については、1筆買っております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 使い道はと言いなったろ。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） 使い道には、先ほど申し上げた石積みとあとはそこに対する石積みの管理と右側に道路が以前からありますので、そちらの取り付け部分に考えております。

○15番（荒木俊彦君） 道路を少し広げることもできるんですか。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） もとものの道路の拡幅部分を考えております。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、上井手沿いにずっと遊歩道が続けばいいなどは思ってはいたんですけど、その先があるからなかなか難しいのかな。もういっちょ確認ですが、完全に通行止め、全面通行止めと捉えていいのか。その際、迂回路をどのように考えているのかちょっと確認をしたいと思いません。お願いします。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） 荒木議員のご質問にお答えいたします。

交通止めについては、全面的交通止めを考えております。歩行者については、先程申し上げたとおり、上流部分に歩行者用の道路を、歩行者用の橋を架けたいと思います。

通行止めについては、先ほど申し上げたとおり、路線バスが2路線ありますが、こちらについては、バス会社と協議をいたしまして、バスは迂回するという事で協議が済んでおります。

○議長（桐原則雄君） 迂回路はどっちゃんいくとかて。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） 迂回路については、どの路線をどう回るかはまだ協議がそこまでは済んでおりません。

○15番（荒木俊彦君） バスそうばってん、一般車はどうなる。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） 一般車については。

○15番（荒木俊彦君） 上から降りてきた場合。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） 上から降りてきた場合については、手前のほうで日吉神社のほうに回るか、上大津から松古閑のほうに回るかということで迂回するように考えております。松古閑から来た分が上大津に回って、上大津から来た分についてが松古閑に回るように考えております。失礼いたします。

○15番（荒木俊彦君） 苦情が出ないようにお願いします。終わります。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第44号、総合交流ターミナル施設等解体工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は、起立によって行います。議案第44号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号、大津小学校校区学童保育施設建築工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は、起立によって行います。議案第45号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号、町道美咲野大津線（鶴口橋）橋梁架替工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は、起立によって行います。議案第46号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第9 発議第1号 教育・保育施設の改修等による環境整備及び維持管理に関する決議 について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議長（桐原則雄君） 日程第9 発議第1号 教育・保育施設の改修等による環境整備及び維持管理に関する決議についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。発議第1号提出者、文教厚生常任委員長佐藤真二君。

○文教厚生常任委員長（佐藤真二君） ただいまから文教厚生常任委員会の発議によります、教育・保育施設の改修等による環境整備及び維持管理に関する決議案について趣旨を説明したいと思います。

まず、決議案の文の内容につきましては、お手元のほうに以前に届いているかと思しますので、一通りお読みになっていただいているのではないかとこの前提で進めさせていただきます。

また、補助資料としてA4横の資料を置いておりますが、これは質疑等がありました場合に、必要

に応じて使用させていただきたいと思います。

理由のほうの説明を申し上げます。

まず、ご存知のとおり、学校施設の維持管理に大きな問題がございまして、その結果、各校で雨漏り等の大きな問題が発生しております。町はこれまで雨漏り対策やその他の補修工事など緊急対応として維持管理工事は行ってきておりましたけれども、それでも十分な効果が得られておらず、今回のようなことになっているということですね。

それから、先の臨時会で提出されました雨漏り対策の補正予算もその緊急対応の範囲を超えるものではなく、必要な、求められる大規模改修にはまだ至っていないという状態になっております。これまで公共施設の総合管理計画等では、大体30年経ちましたら、使用30年経ちましたら大きな改修をして、60年間利用できるようにしましょう。あるいは、40年経ったらという説明もありますけれども、30年、40年経ったところで大規模改修を行って長寿命化するというのが大きな方針であります。ところが、これまで学校にはですね、長寿命化や抜本的な機能維持のための大規模改修になったというのが入ったことがないんです。0%なんです。これはほかの公共施設の維持管理状況とかけ離れております。今回の大津中の事故を受けまして、学校施設の安全性というところに話が関わってきておまして、この安全の確保という意味でも緊急性が高まったという状況にあると理解しております。

しかしながら、やはりその従来からあったスケジュールというものを前倒しして、少しでも早くというような姿勢がなかなか見受けられないというような状況にありまして、特に大津中、大津南小学校は、特に喫緊の課題であって、既に基本構想というものが策定されているわけですので先行して取り組むことは可能だと考えられます。

また、先ほどの委員会の審査報告でも申しましたとおり、前倒しが可能になるというようなことも言われております。議会としましては、住民や保護者、児童生徒の願いを踏まえ、学校をはじめとする教育・保育施設の改修に早急に取り組むように執行部に求める必要があると考え、この決議案の提出に至ったところでございます。

提案理由の説明は以上です。

○議長（桐原則雄君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） ただいまの文教厚生常任委員会の発議について質疑をいたします。

その委員会を臨時的に開催されて、皆さんの意見を集約したという話が報告の中でありました。お聞きしたいのと確認したいのは、その今までの委員会活動の中でそういった指摘というのはずっとされてきたと思うんですよね。その中で、その例えば、その大津中学校の崩落事件とか考えたときに、現場の管理者である校長先生の話、そういったものをどういうふうに聞かれているのか。

それとまた、そういったものはもちろんこう計画的にやりなさいという意見は色々出てきたとは思いますが、結局、その委員会としての意見が町側に通らないということで理解していいのか。どん

なに委員会で審議して注意を促す、こういったことはこうすべきじゃないですかと言っても、町側がやらない、通らないということなのか。そしてまた、その委員会においてこの行政を司る長である大統領制でありますから、町長の出席はあったのか。その点について質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 文教厚生常任委員長佐藤真二君。

○文教厚生常任委員長（佐藤真二君） 質疑にお答えしたいと思います。

まず1点目ですね、校長先生のお話ということでしたけれども、これ事故が発生しまして、私はその翌日に学校のほうに伺っております。その際には、そこで、その日は校長先生はおられませんでしたので、教頭先生にお話をお聞きしました。教頭先生のほうからは、教育委員会のほうにはちゃんとやっているとというふうに言われておりますので、その委員会の中では、校長先生、教頭先生、現場のお忙しい方ですから、あえて呼び出すということはありません。

それから、町長の出席のことですね、町長には今回は出席はお願いはしていません。

それから、委員会でこれまで審議してずっと指摘したけれども、それが通らなかったのかということについては、この補助資料のほうを見ていただければいいかと思うんですけども、私が知っているのは、この25年からのことになりますけれどもですね、この3番です。これまで何回も説明をいただいております。その度に計画を策定する、あるいは策定したということで、次はそれを実行にうつしますよということを何度も言われて、その説明がある以上、それ以上もう言えないんですよ。何ていうかな、やりますと言っていること、それ以上ちゃんとやっってくださいねという以外にはないわけですから、それについては、十分にこれまで再三繰り返したけど、それでもそれが進まない、その原因は何かということを確認したときには、最終的には予算だということを言われました。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

例えば、その委員会審議の中において、様々な注意を促しても、約束をしても執行されない。約束が守れないということだろうというのは、もう今までの委員長のいろんな報告の中で感じておりましたし、それでは、委員会たるものはそれをその打開するために行政の長を呼ぶべきではなかったんですか。あなたのところの部下はやらないよって、だから委員会できちんと対応して、町長を呼んで、町長どうなんですかって、約束が守れてないんですよって、そういうふうな流れが一番好ましいと思うんですよ。こういった発議というのは、非常に私悲しく思うんです。仕組みをきちんと、この行政の仕組みと議会の仕組みをきちんとあわせないと。いろんな形でこういった発議が出てきます。抽象した発議になりがちなんです。ですから、長です。とにかく責任は。もし、長と約束をするべきです。その時に町長がやらなかったならば不信任案ですよ。それが流れです。そういうふうに思いますが、町長まではいきつかなかったと、そこまで発想がなかったというふうに理解してよろしいでしょうか。

質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 文教厚生常任委員長佐藤真二君。

○文教厚生常任委員長（佐藤真二君） はい、質疑のほうが決議案そのものよりも、その委員会の運営の考え方になってきているかと思うんですけども、私どもの委員会には、まずその前に、教育委員会というのは独立した行政委員会です。細かく言うと、上に総合教育会議か、というのがありますですよ。そこの長は確かに町長なんですけど、基本的には教育委員会は教育行政に関する権限を持っております。そして、予算の権限が町長にあるわけです。ですから、教育委員会は、その予算の制定を町長に求めるという考え方になってくると思いますけど、そこがいつもできてこないという状態です。そういう意味では、町長に話を持っていくべきだという考え方は確かにあると思いますし、そういう方法を選ぶこともできたのかなとは思いますが、ただし、私どもの委員会には、教育長と副町長が来ておられます。確かに、最終的には、長は町長なのでしょうけど、教育長と副町長が来られている以上、そこを信頼するという考え方もできるのではないかなと思います。おっしゃるように、町長までちゃんと呼んで議論すべきだということであれば、そういう考え方もあるのかなというところで、そこは認めたいと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 今回の発議第1号について、反対の立場から討論いたします。

今、縷々質疑をしてみましたけど、結局、教育長や副町長を信じるしかない、議会というものは石橋を叩いて渡らなくてはならないんです。教育長、副町長でははっきり言って役不足です。長にきちんとした見解を求めなければ、長に見解を求めて、そして、結果を出すんです。これが議会の役割です。ですから、そこまでやらなくて、こういった発議をもってやるっていうものは、最後まで議会としての役割を全うしてないようにしか思えません。まだやる方法がきちんとあるということです。それを踏まえてやらないのならば、不信任案といったとおりです。私はこういった出し方をすると、本当に何でもありの議会になるのが怖いんですね。やるべきものをすべて行った。そして、行われぬということであるならば大問題です。ですから、そういった場合において、出すべきものが発議だろうというふうに思います。ですから、あくまでも長は町長なんです。町長に見解を求めて、やるかやらないのか。そして、やらないならばその理由、そして、いつだったらやれるのか、そういったものはとことん問い詰めるのは町長に対してです。部下は命令は聞くかもしれないけれども、能力不足やそれと見解の違いでそれを行えない時もあったりするんですね。これは人間です。ですから、あくまでも対治するのは町長です。そういった形をきちんと最後まで踏まえないとこういった発議は今後の危険を及ぼすような発議につながると、そういうふうにも感じてしまう次第であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

ただし、この内容とするのは、縷々我々は指摘してきました。これをやらないというのであるなら

ば、一丸となって町長に対して別の発議、いや、意見でも、それでも不信任案でも出すべきだとそういうふうに思います。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） ほかに討論ありませんか。

三宮美香さん。

○1 番（三宮美香さん君） ただいまの決議に賛成の立場で討論をします。

まず、2つあります。先ほどの意見の中で、このような決議という形をとることにより、それが乱発される懸念があるという指摘がありましたが、決議という形式は議会の法律上、ある事柄について権利を主張し、行使できる能力として認められているもので、個々の事案をきちんと精査できるかという問題です。つまり、個別にきちんと精査することが重要なのであり、決議の形を問題にして議論するのは、この発議の本質とは異なるものと思われま。そして、今回の教育・保育施設の改修などによる環境整備及び維持管理に関する決議、このことについての賛成の発言をさせていただくならば、最初に提出されていた決議案の前段には、雨漏りに起因する天井崩落の事故、老朽化や劣化により児童生徒の安全性の確保が保たれなくなっているという内容の主旨でありました。長きにわたる雨漏りや老朽化により、実際に床のタイルもはがれ、危険な状態になっています。昨年度、底につまづき、足を怪我した児童生徒がいました。体育大会に出られなかったと聞いています。既に事故は起きているのです。生徒に謝らないといけないのだと私は思います。子どもたちにとって学校は一つの大きな社会です。一つ一つの行事が子どもたちにとってはとても大事なものです。体育大会に出られなかったことがどれだけ大きなことだったか、そして、学校は子どもたちの人格形成の大切な時期を過ごす場でもあります。児童生徒が朝起きて、夜寝るまでのうちの大半を過ごす場所でもあります。そこが安全が確保されていない劣悪な状態が長く続いているという事実、平成25年6月に大津中再生整備計画が決定されたのに6年が経ちました。未だに雨漏りがして天井が崩落するという事実、老朽化や劣化が進み、生徒が怪我をしている事実、まずは真摯に受け止めて直ちに整備に着手すべきです。これを感情論というならば、この議員必携・予算審議・教育費の項目の中には、校舎の修理をはじめ、維持・管理対策は十分か、ときちんと名言されています。これが根拠です。

議会としては、住民、保護者、児童生徒の願いを踏まえ、改修に早急に取り組むよう執行部に求める必要があります。

議員各位皆様の賛同をよろしくお願いします。

○議 長（桐原則雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。発議第1号、教育・保育施設の改修等による環境整備及び維持管理に関する決議についてを採決します。この採決は、起立によって行います。発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。令和元年第5回大津町議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

午後5時21分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年8月6日

大津町議会議員 桐原 則 雄

大津町議会議員 手嶋 靖 隆

大津町議会議員 永田 和 彦